

<キャンセル料の取り扱いについて>

「福岡コロナ警報」または「福岡コロナ特別警報」が発動中に新型コロナを理由として、施設利用の中止や延期の申請が行われた場合、キャンセル料は不要とする取扱いは、「福岡コロナ警報」の解除に伴い、**通常の取扱いに戻ります。**

【変更時期】 **令和4年10月13日**

(周知期間として令和4年10月12日までは、現行の取扱いを継続)

(補足)

施設利用の中止や延期の申請時点で「福岡コロナ警報」または「福岡コロナ特別警報」が発動中であれば、キャンセル料は不要となります。

(例) 10月15日利用分をキャンセルした場合

10月12日にキャンセル申請・・・キャンセル料 不要

10月13日にキャンセル申請・・・キャンセル料 必要

(通常の取扱い)

利用取り止め届の提出期限を過ぎるとキャンセル料が発生

提出期限

会議室等 利用日の10日前まで

ホール 利用日の3ヶ月前まで